

## 第4回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議の結果について

企画政策部 企画調整課

### 1 第4回新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議

(第11回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

(第5回会津若松市新型コロナウイルス緊急経済対策本部会議)

(1) 日 時 令和2年5月6日(水) 14:00～

(2) 場 所 會津稽古堂多目的ホール

(3) 出席者 拡大部長会議構成員及び会津若松消防署長

(4) 案件及び結果

① 会津図書館における休館中の予約した図書貸出について(生涯学習総合センター)

→ 資料の通り報告(詳細別紙)

② 斎場における火葬の取扱いについて(市民課)

→ 資料の通り報告(詳細別紙)

③ 市主催のイベント中止等及び市公共施設の休館等に関する指針について(健康増進課)

→ 原案どおり承認(詳細別紙)

## 市長メッセージ

企画政策部 秘書広聴課

市民の皆さん、日々、新型コロナウイルスの感染防止に向けて、外出の自粛や施設の休業など、様々なご協力をいただいております、心から感謝申し上げます。

また、感染症対策に携わる医療従事者の皆様をはじめ、外出の自粛が続く中、市民の皆さんの生活を支えていただいている事業者の皆様に深く感謝申し上げます。

(市主催のイベント中止等及び市公共施設の休館等について)

5月4日、国において全国を対象とする緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されました。これに伴い、県においても、引き続き、都道府県をまたいだ不要・不急の移動自粛やイベント開催自粛、施設の使用制限、休業要請がなされることになりました。

本市においては、感染者が確認されていないものの、県内の状況から見ても依然として予断を許さない状況が続いていることから、引き続き、5月31日までイベントの中止や公共施設の休館・休業を継続することといたしますが、適切な感染予防対策を講じた上で、比較的小規模のイベントの開催や公共施設の再開を検討してまいります。

(市独自の「事業継続支援金」について)

これに伴い、市内の事業者の皆様には、引き続き、厳しい対応をお願いすることとなり、大変心苦しく思います。本市といたしましては、市内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、市内事業者の皆様の実業継続を支援するため、本市独自の支援策として、「事業継続支援金」として一律20万円を給付することとしております。具体的には、県が休業等の協力要請や協力依頼を行った対象事業者のうち、本県の緊急事態措置が継続している期間内において一定期間の休業や短縮営業を行った事業者の方々を対象とするものであります。なお、申請時期については、5月臨時会後を予定していません。

(市立の幼・小・中学校について)

また、市立の幼・小・中学校につきましては、引き続き休業することといたしますが、

子どもたちの学習や心身の健康を考慮すると、できるだけ早く休業要請を解除することが望ましいことから、教育委員会において、感染予防に最大限に配慮した上で実施可能な教育活動を検討していくこととしております。

(市民の皆様へ)

市民の皆さんには、手洗い等の基本的な感染症対策の実施や日常的な体温・健康チェックをはじめ、感染が流行している地域との移動の自粛、買い物や運動で外出する場合には空いた時間や場所を選ぶなどの「3密」の回避や人との距離をとる工夫といった、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」の実践にご協力いただきますよう心からお願いいたします。

また、本市への観光旅行を心待ちにされていた方におかれましては、感染が収束し移動の自粛要請が解除されたあかつきには、地域をあげて感謝の思いを込めてお迎えしますので、今しばらく本市への来訪を控えていただきますようお願いいたします。

市民の皆さんには、さらに1か月程度、心身ともにご不便、ご苦勞をおかけすることになります。市としましても、できる限りの感染症対策や支援策を講じ、市民の皆さんとともにこの難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

自分を守るため、そして自分の大切な人を守るためにも、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年5月6日

会津若松市長 室井 照平

## 会津図書館における休館中の予約した図書貸出について

教育委員会 生涯学習総合センター

### 【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大防止による緊急事態宣言で外出自粛が求められるなか、家で本に親しみ、充実した時間を増やしてもらうため、特設スペースを設けて、電話や会津図書館ホームページ等から本の予約をした方に、受け取り日を事前に調整したうえで図書の貸出を行うものです。

### 【実施時期】

令和2年5月11日（月）から

### 【実施場所】

生涯学習総合センター1階（南側） 外の特設スペース

### 【貸出日時】

平日の午前10時から午後4時30分まで

### 【利用対象者】

会津図書館ライブラリーカード所持者

### 【貸出冊数】

8冊（返却ポスト利用可能な大きさの図書及び雑誌）

### 【貸出期間】

4週間

### 【利用方法】

- ① 利用希望者は、事前に会津図書館に図書の予約（5月7日（木）から受付開始）をする。（電話（平日の午前9時から午後5時まで）又は会津図書館ホームページ、ファックスで受付）
- ② 本の準備が出来た方について、会津図書館から順次、電話により連絡。その際、受け取り日について利用者と調整を行う。
- ③ ②で決めた日に利用者が生涯学習総合センターに来館し、生涯学習総合センターの特設スペースで会津図書館ライブラリーカードを提示し、予約した図書を受領する。

※貸出した図書の返却については、生涯学習総合センター正面の返却ポストを利用。（24時間対応）

### 【3密防止のための対策】

- 申し込み受付を、電話や会津図書館ホームページ、ファックスで行います。
- 利用者が集中しないよう事前に受け取り日を調整させていただきます。
- 車でおいでの方は、乗車したままでの受け取りができます。

(令和2年5月1日決裁)

## 新型コロナウイルス感染症に伴う 斎場における火葬の取扱い

市民部 市民課

### 1. 基本的な方針

- (1) 会葬者、葬祭業者、斎場職員の感染リスクの予防・低減を図ることを目的とし、合理的な感染予防対策を講じるものとする。
- (2) 合理的な感染予防対策は講じるものの、葬祭に臨む遺族の心情にも配慮し、不必要・過剰な制限は行わないものとし、必要な説明責任を果たすこと。

### 2. 火葬の取扱い

(感染による死亡者が数日に1件程度である場合を想定)

#### (1) 火葬の予約について

##### ア 予約時の注意点について

市に予約の電話をする際、「新型コロナウイルスで亡くなった」旨を必ず伝える。  
死亡届提出の際、死因が「一類感染症等」であることを申し添える。

##### イ 火葬時刻について

火葬時刻は通常より遅い時間帯とし、一般の来場者との接触を避ける。  
「その日の最終予約の2時間後から」を基本とし、最終時刻は16時30分からとする。また、場合によっては友引での火葬とする。予約の際に市・斎場と協議のうえ決定する。

#### (2) 遺体の搬送について

##### ア 遺体の非透過性納体袋への収容について

医療機関において、遺体の非透過性納体袋への収容・袋表面の消毒を行う。  
この対応の後であれば、遺体の搬送時に特別な感染防止対策は不要である。

(4.(1)関連業種向けQ&A 3 及び 4.(2)「医療機関」を参照)

##### イ 医療機関との連絡調整について

医療機関は、感染による死亡者であることを搬送を行う業者へ伝達する。

(4.(1)医療機関・検査機関向けQ&A 問24を参照)

遺体の搬送方法・搬送時間等については、業者と医療機関で調整する。

## ウ 遺体の搬送について

医療機関から斎場へ直接搬送する。

一類感染症等による死亡者は24時間以内に火葬することができるが、感染拡大の恐れがない場合、24時間以内の火葬は必須ではない。

(4. (1)関連業種向けQ&A 3 及び 4. (2)「搬送」を参照)

## (3)斎場の利用について

### ア 会葬者について

5名以内での来場とする。濃厚接触者・感染の疑いがある方の来場をお断りする。

また、体調不良の方の来場を遠慮いただく。

マスク着用・手指の消毒に協力いただく。

### イ 斎場の利用範囲について

正面玄関～炉前ホールまでとする。待合室は利用できない。

トイレの利用等必要な場合を除き、それ以外の場所への立ち入りを禁止する。

### ウ 告別・火葬の注意点について

棺や納体袋を開けての顔見せ・花入れ・供物入れ等は不可。火葬前の拝顔も不可。

※4. (1)関連業種向けQ&A 3によれば、マスク・手袋着用のうえ十分消毒を行えば可とされているが、安全を期す観点から原則は不可とする。

遺族による収骨は行わず、斎場職員による収骨とする。

※焼骨からの感染はないとされるが、収骨室内での「3密」を避けるための措置。

## (4)その他

### ア 斎場職員の対応について

斎場職員(市・委託業者)はマスク・手袋を着用する。必要に応じてゴーグル・防護服を着用するが、遺族の心情に最大限配慮して対応する。

### イ 遺族の待機場所について

待合室は利用できないため、火葬中は駐車場の自家用車車内等で待機いただく。

他の一般来場者が場内にいる場合にも、駐車場で待機いただく可能性がある。

### ウ プライバシーへの配慮について

安全かつ迅速な火葬実施にのめは「感染により死亡した」旨の伝達徹底が不可欠だが、故人・遺族のプライバシー保護には十分配慮する。

個人特定に繋がる情報を報道機関や第三者へ漏洩することがないよう、葬祭業者へも周知徹底する。

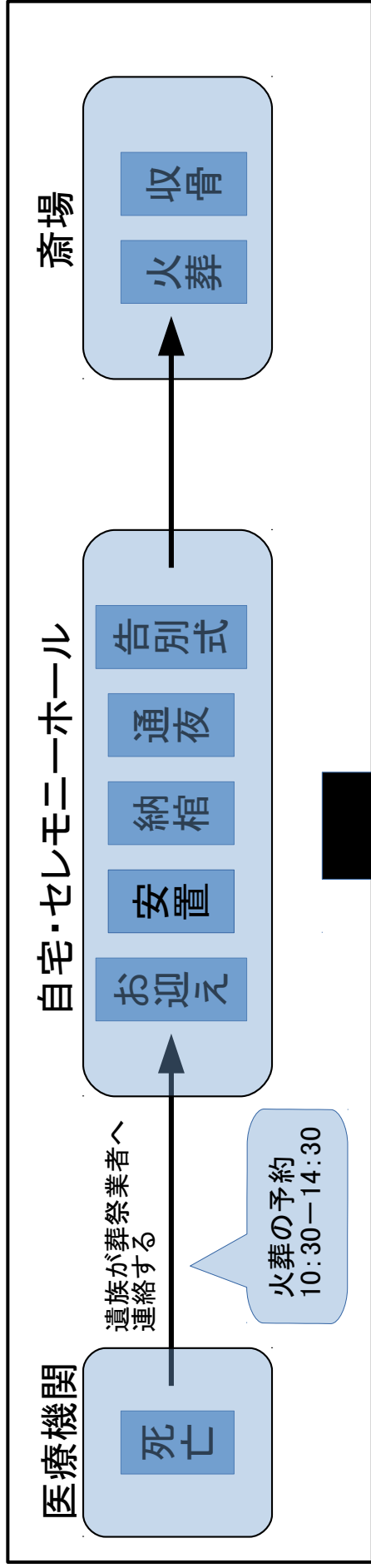
### エ 葬祭業者への情報提供について

当面、今回示した方針により対応するよう通知・依頼する。

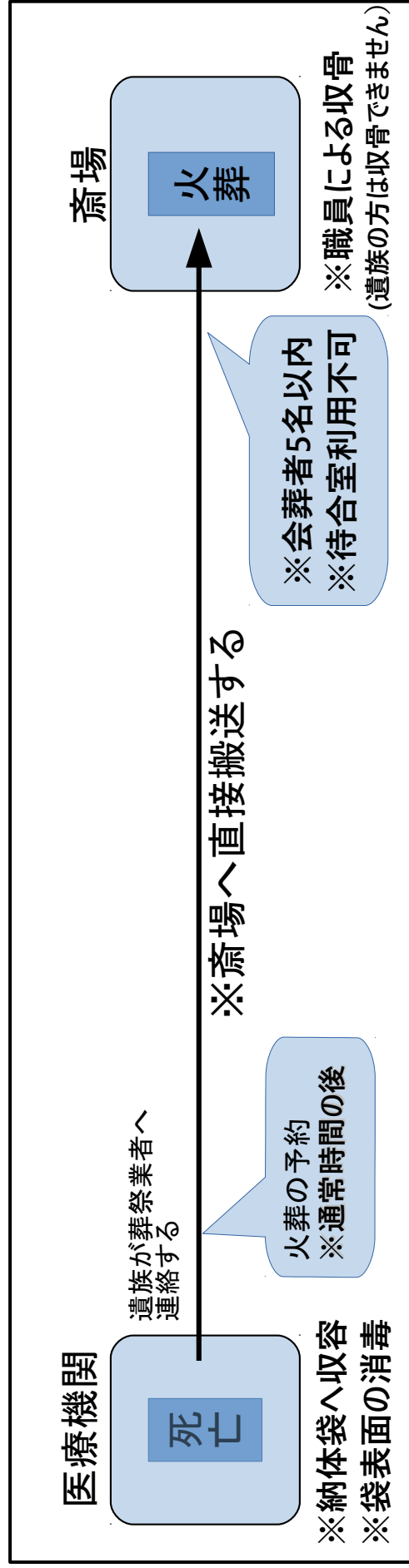
今後の状況に応じて、変更等があった場合は速やかに情報提供する。

# 新型コロナウイルスにより亡くなった方の遺体の取扱いについて

## ○通常の取扱い



## ○新型コロナウイルスにより亡くなった方の取扱い



## 新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベント 中止等及び市公共施設の休館等に関する指針

健康福祉部 健康増進課

### 1 これまでの対応

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、本市では令和2年2月26日以降、市主催のイベント等の方針を示し、国の基本的対処方針・県の基本方針（以下「基本方針」）に応じて対処してきた。

県では、特措法に基づく移動制限や公共施設の利用制限の方針が示され、本市でも市主催のイベント等の方針の見直しをするとともに、市の公共施設の休館・休業については、施設所管部局において施設の特徴・属性に応じて対処してきた。

今後も国・県の基本方針の変更に迅速に対処するため、以下のとおり指針を定めるものとする。

### 2 市主催イベント等の基本方針

市主催イベント等の開催に関する方針は、令和2年5月7日から5月31日まで以下の通りとする。なお、この方針は、国・県の基本方針、市内等の感染症の発生動向等を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

- (1) 市が主催するイベント等については、開催の必要性を再検討し、原則中止または延期とする。ただし、比較的少人数（最大でも50人程度）のイベント等については、開催できるものとする。なお、都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛要請について最大限配慮する。
- (2) 開催と判断したイベント等については、参加者を極力限定するなどの対策を講じるとともに、参加者に注意を促し、以下の感染症対策を徹底した上で、開催することができる。

#### 〈感染症対策〉

- ・ 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」の発生が原則想定されないこと。また人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安として実施できること。
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- ・ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

### 3 市公共施設の休館・休業等について

市公共施設の方針については、以下の通りとする。

- (1) 休館・休業等をする施設について  
市民生活に直接影響のあるサービスを有する施設等を除き、令和2年5月7日から5月31日まで、原則として休館・休業する。



この方針は、国・県の基本方針、市内等の感染症の発生動向等を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

#### 〈原則として休館・休業を行う場合〉

- ① 県の基本方針において、県有施設等について更なる休館等について示された場合。
- ② 市公共施設の職員や利用者に感染症が発生した場合、あるいは地域的に感染症患者が増加している場合。
- ③ 市公共施設を開館することに、市内外からの利用者が増え、感染拡大が懸念される場合。
- ④ その他、上記以外の事由により、早急に休館・休業の必要が生じた場合。

※なお、市公共施設の再開については、休業期間中であっても施設毎に感染対策を徹底した上で、利用形態の工夫等により指定管理者等の施設管理者と慎重に協議を行うものとする。

#### (2) 開館・開業する施設について

市民生活に直接影響のあるサービスを有する施設については、以下の感染対策を徹底した上で、開館等を行うことができるものとするが、(1)の①から④事項が生じた場合は、原則として早急に休館・休業を検討するものとする。

#### 〈開館する場合の感染症対策〉

- ・ 利用者が触れる可能性がある場所には、アルコール消毒液や塩素系漂白剤等により、定期的に消毒を行うこと。
- ・ 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」の発生が原則想定されないこと。また人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安として実施できること。
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- ・ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

## 4 決定等について

- (1) イベント等、市公共施設の休館等の方針、対応については、各所管部局において、本部長及び副本部長と協議・決定し、対策総合本部（企画調整課）に報告することとする。
- (2) 報告後、対応について速やかに関係機関に公表することとする。

## 5 方針の改正等について

- (1) この方針は令和2年5月7日から5月31日までとする。ただし、国・県の基本方針、市内の感染症の発生動向を踏まえ、内容、期間について随時、速やかに見直しをするものとする。
- (2) 基本方針の見直しにあたり、本部長・副本部長と協議し、対策総合本部（健康増進課）で、見直し後の方針を周知するものとする。